

議案第 1 2 号

新座市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を 改正する条例

新座市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年新座市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

（単位 円）

区分	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
班長							
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

（単位 円）

区分	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
班長						
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和7年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。